

原子力発電所の新規制基準適合性に係る審査会合（第894回）
中国電力株式会社に関する指摘内容

令和2年9月4日
原子力規制庁
新基準適合性審査チーム

【津波による損傷の防止】

（1）津波荷重の設定

- 三次元津波シミュレーションについて、水理模型実験及び断面二次元津波シミュレーションの追加実施を踏まえた位置付けを明確にすること。その上で、津波荷重の設定について、検討方針・フロー等を再整理し説明すること。

（2）漂流物衝突荷重の設定方針

- 発電所近傍を航行又は操業する漁船について、航行不能となる事象想定を除外できる根拠を先行サイトの考え方も踏まえて説明し、想定不要の蓋然性を説明できないのであれば漂流物として評価して説明すること。
- 漁船を漂流物とする場合は、防波壁への到達可能性を評価した上で、漂流物衝突荷重による防波壁への影響及び構造成立性を説明すること。また、構造成立性への影響が否定できない場合は、漂流物による影響の防止又は緩和について、設計又は運用等による能動的な対応方針を説明すること。
- 漂流物到達可能性及び防波壁への影響について、日本海東縁部を波源とする津波と海域活断層を波源とする津波のそれぞれに対して評価する方針であるため、それぞれの評価が明確となるよう説明すること。また、防波壁への影響については、海域活断層を波源とする津波による漂流物衝突荷重が防波壁（波返重力擁壁）のケーソン部に作用することを踏まえて説明すること。

（3）耐津波設計において考慮する荷重の組合せ

- 荷重の組合せについて、組合せのバリエーション（津波波源、施設の部位の個別評価等）が多いため、想定事象を網羅的に考慮していることが分かるよう基本的な考え方を整理した上で、個別の施設・設備、波源等に応じた対象とする荷重の考え方を説明すること。

以上